

2021年全連総会で採択された要望事項

< 要望事項 >

戸籍法第49条第2項第1号を改正し、出生届における嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。戸籍法第13条第4号及び第5号を改正し、実父母及び養親との続柄を廃止し、性別欄を設けることを要望する。

(理由)

平成25年9月4日、最高裁判所大法廷は、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定(民法第900条第4号ただし書前段)を憲法違反と結論した。同規定は同年の臨時国会で改正され、発布している。法務省において、同時に、出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍法改正案」が準備されたが、同年9月26日に最高裁判所第一小法廷が戸籍法第49条第2項第1号上のこの規定を合憲と判断したこともあり、緊急性を要しないとの理由で改正案の提出は見送られた。

最高裁判所第一小法廷は、合憲との判決を出したが、その中身は、憲法に違反しないと述べるものの、届書への記載の義務付けが事務処理上不可欠とまでは言えないとし、戸籍法の規定を含め制度のあり方の見直しの検討が望まれるとの補足意見も付されている。

更に、近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでいる。戸籍法の規定は、国連人権諸機関から、繰り返し法改正を勧告され、婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれている。

また、続柄欄において、出生順に序列をつけていたのは、戦後廃止された家督相続の順序を明確にするためのものであり、現在では必要のないものである。平成16年11月の制度改正以前に出生届がなされた婚外子は、「男」「女」と記載されており、婚外出生があきらかに判るものとなっている。申出により記載の変更は可能だが、自ら名乗り出ることを躊躇する人や、制度改正を知らない人もいる。

婚外子差別の要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的である。

したがって主文のとおり要望する。

* 2018年から4年連続で、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会（全連）総会で、上記要望が採択される。

* 全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会（全連）は、法務省民事局や東京法務局などが顧問や参与になり、役員は全国の各自治体の長で構成。全連総会では、全国の戸籍事務や住民基本台帳事務に従事する職員が集い、各県協議会から出されている要望事項を協議する。